

延長保育事業について

1 市事業としての延長保育について

(1) 延長保育時間について

- ・千葉市延長保育事業実施要綱(以下、「実施要綱」)に基づき実施。
- ・申込みは原則1時間単位で月極めとする。
- ・市事業としては最大6時間までとする。(6時間分まで補助金が交付される。)

(例1) 標準時間認定児童

7時～20時が開所時間、そのうち7時～18時が通常保育の11時間である場合

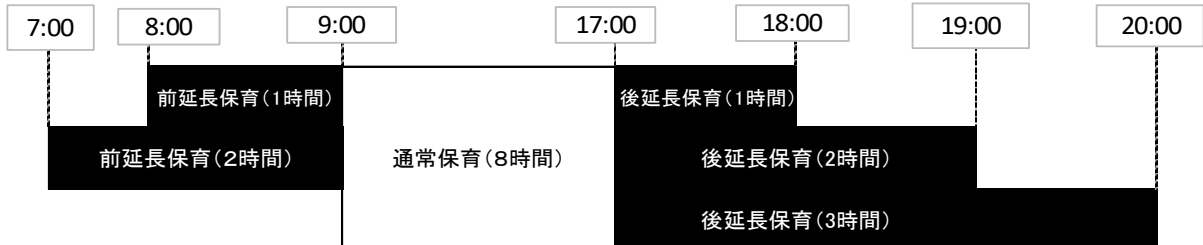
⇒**最大2時間延長が可能**



(例2) 短時間認定児童

7時～20時が開所時間、そのうち9時～17時が通常保育の8時間である場合

⇒**前後合わせて最大5時間延長が可能**



(例3) 24時間開所の場合

7時～18時が標準時間保育の11時間、9時～17時が短時間保育の8時間の場合

⇒**前後合わせて6時間までを市事業として、それ以降は自主事業(補助金交付なし)として対応**



(2) 延長保育料について

	1時間 延長	2時間 延長	3時間 延長	4時間 延長	5時間 延長	6時間 延長
3歳未満児	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円
3歳以上児	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円	11,400円

・上記の料金を**上限**に園から保護者に徴収していただくこととなります。

※本市の設定額(公立保育所と同額)の範囲で自由に料金を設定することが可能です。ただし、本市の設定金額未満で設定した場合の差額は園負担(補助金の補填無)となります。

・日割り計算を行わず、利用日数にかかわらず原則月額料金

・利用の申込みがあれば、利用の有無にかかわらず納付を要します。

・**千葉市徴収規則の定めるA・B階層に該当する場合は、免除(園で徴収しない)。**

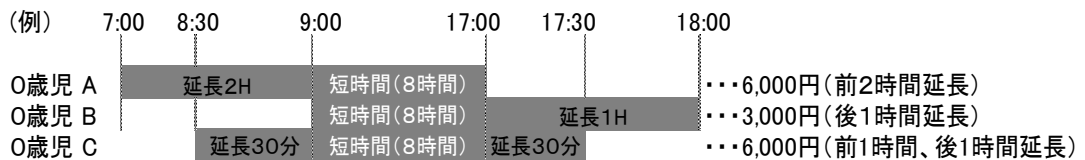
※保育料分は補助金で補填

・前後それぞれ延長保育が発生する場合、前後別々にそれぞれ1時間単位で延長保育料を徴収することとなります。

【理由】

・短時間認定された児童が通常保育時間(8時間)を超えた部分については、新たに職員配置が必要となることから、これに要する経費について保護者が負担する義務があり、前後別々にカウントすることが合理的であること。

・短時間認定となった時に、延長保育を恒常的に利用しなければならない場合は標準時間認定となります。



・原則1分でも遅れた場合は延長保育の申込みがあったものとみなします(市の公式ルール)。

※同じ園にきょうだい²で在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例: 同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

・なお、**電車の遅延(JR以外も含む)により、事前の申し込みなく、急きよ延長保育を利用した場合は**、携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面(遅延証明書に限らない)の提示があれば、**A・B階層と同様、免除**となります(補助金で補填)。

○延長保育は千葉市の実施要綱に基づいて実施していただきますが、施設と保護者の直接契約となります。

○各施設でお迎えが遅れた場合の保護者対応に関するルール作り、及びそれに対する保護者への事前かつ入念な説明を行ってください。

※公立保育所では別紙2のように保護者に案内を配布しています。

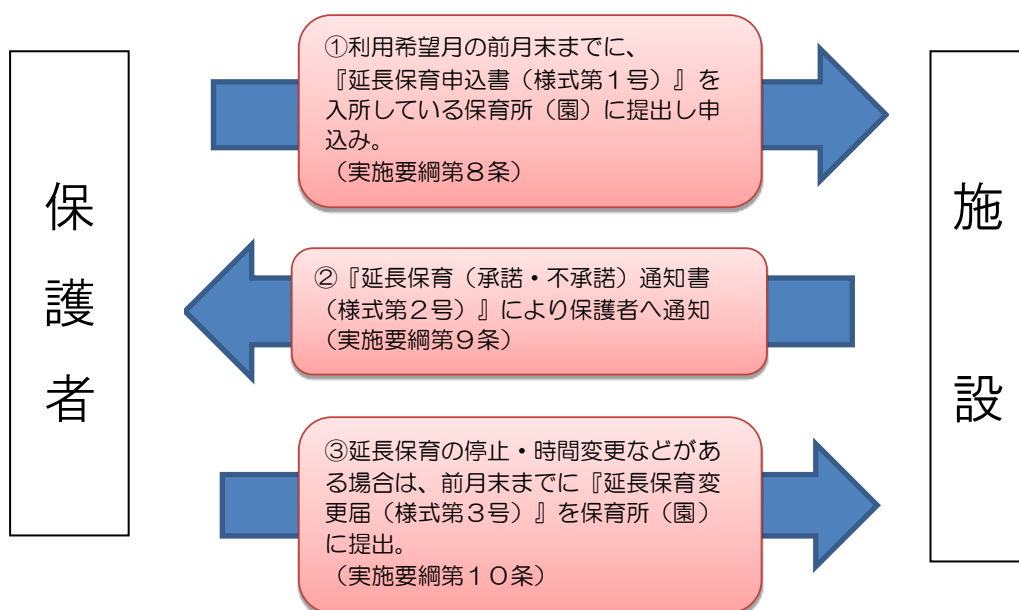
(3) 延長保育の申込みや承諾の取り扱いについて

・利用要件

→入所児童のうち保護者の就労形態、残業等やむを得ない理由により、通常保育時間内では対応が困難で延長保育が必要な児童。(実施要綱第3条)

※就労以外にも、体調不良や介護等により通常保育時間内にお迎えに行けない場合もあります。申込みを受けた際は、保護者の状況を聞き、よく確認し、臨機応変にご対応くださいますようお願いいたします。

・手続き



※申込書や承諾通知書、変更届は園独自で準備することとなります。

※開園する4月1日までに様式は用意してください。開園前の入所説明会で4月1日から延長保育を利用する方もいますので、その場合は開園前の入所説明会等で申込書を配布しご対応ください。

※公立保育所では、別紙3のとおり申込書や変更届を作成していますので独自で作成する場合はご参照ください。民間保育園協議会に加入すれば、そちらで複写式の様式を購入することができます。

(4) 職員配置

・補助事業の従事者数は、児童数に応じた配置基準数となります。(実施要綱第6条)

(配置基準数:0歳児 1:3、1・2歳児 1:6、3歳児 1:20、4・5歳児 1:30)

※通常保育時間帯と同様の考え方の職員がいれば基準を満たすこととなります。

2 延長保育事業補助金について

(1) 概要

- ・延長保育の利用児童に対しかかる必要経費(主に人件費)を補助
⇒最大6時間延長まで補助
- ・園で徴収する延長保育料を差し引いて補助を交付

(2) 月例報告

- ・補助金は『園でかかった実支出額』と『算定基準額』を比較して低い方を補助
- ・『園に係った実支出額』を把握するために、延長保育事業に係った人件費・諸経費を毎月報告する必要があります。
- ・『算定基準額』を算出するため毎日の延長保育利用児童数を毎月報告する必要があります。
⇒毎月(翌月15日までに)、月例報告書(補助金交付要綱で定められたもの)を提出する必要があります。

3 土曜の延長保育事業について

原則として延長保育の実施は平日のみですが、令和2年10月から一部の園(各区1園ずつ計6園)で、土曜においても通常保育時間(11時間)を超えた延長保育を実施しており、補助金の上乗せを行っております。

今後の事業実施園の募集有無は未定ですが、決まり次第随時ご案内いたします。

4 電車の遅延以外の理由で、事前の申込みなく急きょ延長保育を利用した場合の扱いについて

- ・延長保育料は、原則月額料金となりますが、各園の裁量で、「電車の遅延以外の理由で、事前の申込みなく急きょ延長保育を利用した場合(月に1日まで)の料金」を公立保育所の料金を上限に、設定可能(必須ではありません)です。
- ・公立保育所の料金設定は、3歳以上:1,000円 3歳未満児:1,500円(2回以上利用する場合は月額料金)となり、この料金設定を行う場合の補助金の補填はありますが、本市の設定金額未満で設定した場合の差額は園負担(補助金の補填無)となります。
- ・公立保育所の詳細な運用は次ページに記載しているほか、使用している様式は別紙4となりますので、こちらを参考に料金の扱いや保護者への案内文を作成ください。
- ・なお、基本的には前月末までに申し込みを行い、月単位で利用・料金を徴収するという取り扱いとなります。あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、(電車の遅延以外の)やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。

(料金まとめ)

(区分) (時間)	月額		突発的な延長保育利用 (月1回まで)	災害・電車遅延による迎えの遅れ (回数制限なし)
	1時間	2時間		
3歳以上	上限 1,900円	上限 3,800円	上限 1,000円	—
3歳未満	上限 3,000円	上限 6,000円	上限 1,500円	(徴収免除)
対応	上記の料金を上限に各園の裁量で設定可		上記の料金を上限に各園の裁量で設定可(設定しなくても可)	原則徴収免除
補助金	園独自軽減分の補助金上の補填はなし		料金設定した場合は補助金上の補填あり(但し、園独自軽減分の補填はなし)	補填あり

公立園における運用

■料金表

(区分) (時間)	月額		突発的な延長保育利用	災害・電車遅延による迎えの遅れ
	1時間	2時間	(月1回まで)	(回数制限なし)
3歳以上	1,900円	3,800円	1,000円	—
3歳未満	3,000円	6,000円	1,500円	(徴収免除)

■公立園における運用の補足

No.	質問内容	回答内容
1	車の渋滞や、バスの遅延等についてはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収を免除とするのは、あくまでネット等で客観的にまた簡便に理由が証明できる災害や電車の遅延に限ります。 ・そのため、ご質問の理由の場合は、料金を徴収(1回までは突発的な延長保育利用として1,500円or1,000円)することとなります。
2	3歳未満児(標準時間認定)で1時間延長を事前に申し込んでいた方が災害、電車の遅延以外の理由で迎えに遅れた場合(19時を過ぎてお迎えに来た場合)の取り扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回までの利用 突発的な延長保育利用として1,500円をお支払い頂く(月額料金と合わせて4,500円)こととなります。 ・月に2回以上利用する場合 月額料金(6,000円)をお支払い頂くこととなります。
3	3歳未満児(標準時間認定)で事前の申し込みなく、災害、電車の遅延以外の理由で1回のみ利用した場合、19時に迎えに来て、20時に迎えが来てても料金は同じか。	<ul style="list-style-type: none"> ・料金はいずれの場合も、利用時間に関わらず1,500円となります。
4	3歳未満児(短時間認定)が認定時間よりも早く登園し、また夜も迎えが遅れた場合の徴収金額はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・料金はいずれの場合も、利用時間に関わらず1,500円となります。
5	事前の申し込みなく、災害、電車の遅延以外の理由で1回のみ利用した場合の大まかな事務は。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常使用している申込書よりも記載項目の少ない、届出を受理する方向で検討中 ・届出のため、通知は不要
6	届出を受理した方が同月内で2回利用した場合の取り扱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常使用している申込書を受理の上、月額料金を徴収することとなります。 ※次月に利用しない場合は変更申請書も必要

■具体例

ケース① 未満児(短)・延長保育の申し込みなし

11/4 災害、電車の遅延以外の理由で7時～9時の2時間を突発的に利用した場合

→ 1,500円を徴収

この時点では1,500円

ケース② 未満児(短)・延長保育の申し込みなし

11/4 災害、電車の遅延以外の理由で7時～9時の2時間延長を突発的に利用

11/5 災害、電車の遅延以外の理由で17時～19時の2時間延長を突発的に利用

→ 月額料金として6,000円(2時間分)を徴収

この時点では月額6,000円+
1,500円=7,500円

ケース③ 未満児(短)・延長保育の申し込みあり(7時～9時の2時間)

11/4 災害、電車の遅延以外の理由で17時～18時の計3時間延長を突発的に利用

11/5 災害、電車の遅延以外の理由で17時～20時の計5時間延長を突発的に利用

→ 月額料金として15,000円(5時間分)を徴収

千葉県延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育需要に対応するとともに、児童福祉の増進を図るため、延長保育事業（以下「延長保育」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育所（園） 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設を除く。）
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 家庭的保育事業所 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業実施事業所
- (4) 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業実施事業所
- (5) 居宅訪問型保育事業所 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業実施事業所
- (6) 事業所内保育事業所 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業実施事業所
- (7) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の認定をいう。
- (8) 保育短時間認定 法第20条第3項ただし書きの規定による保育必要量の認定のうち、施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の認定をいう。
- (9) 保育標準時間 第4条に定める実施保育所等において、保育標準時間認定を受けた児童を保育する時間（11時間）をいう。
- (10) 保育短時間 第4条に定める実施保育所等において、保育短時間認定を受けた児童を保育する時間（8時間）をいう。
- (11) 配置基準数 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条2項に定める保育士の数をいう。
- (12) 社会福祉法人等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定により設立された社会福祉法人及び千葉県私立保育所設置認可等要綱別表1「社会福祉法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」に適合する社会福祉法人以外の者をいう。

(対象児童)

第3条 延長保育の対象児童は、法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受け、次条

に定める実施保育所等に入所している児童のうち、保護者の就労形態、残業等やむを得ない理由により、保育標準時間または保育短時間内では対応が困難で延長保育が必要な児童で、市長（次条に定める実施保育所等の設置者が社会福祉法人等である場合にあっては、当該実施保育所等の長とし、個人の場合にあっては当該実施保育所等を経営する個人事業主をいう。以下「市長等」という。）が認めた児童（以下「対象児童」という。）とする。

（実施保育所等）

第4条 事業を実施する施設は、延長保育に対する需要が高く一定の対象児童の入所が見込まれる保育所（園）、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所で、市長が認めた施設または事業所（以下「実施保育所等」という。）とする。

（延長時間）

第5条 実施保育所等で実施する延長保育の時間は、最大6時間までとし、保育標準時間及び保育短時間の前後の時間において、保護者の需要に応じた延長時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、延長時間の途中で第9条に定める延長保育の利用の決定を受けた児童のうち、実際に延長保育を利用した児童（以下「利用児童」という。）の全員が降所したとき、その他市長が必要と認めるときは、利用児童が全員降所した時刻に閉所し、その他市長が必要と認める範囲で延長時間を変更することができるものとする。

（職員配置）

第6条 実施保育所等は、各号に定める職員を配置しなければならない。

（1）保育所（園）、認定こども園、事業所内保育事業所（定員20人以上）

配置基準数に基づく職員を配置するものとする。ただし、保育士の数は2人を下ることはできない。なお、保育標準時間内における保育短時間の認定を受けた児童の延長保育について、保育標準時間の認定を受けた児童を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる児童数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

（2）家庭的保育事業所（定員3人以下）

家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を配置すること

（3）家庭的保育事業所（定員4人以上）

家庭的保育者及び家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）を配置すること。

（4）小規模保育事業所（A型）、事業所内保育事業所（定員19人以下、A型）

配置基準数に基づく保育士を配置するものとする。

（5）小規模保育事業所（B型）、事業所内保育事業所（定員19人以下、B型）

保育士その他の保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の期間が行う研修を含む。）を修了した者を配置基準数に基づき配置するものとする。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。

（6）小規模保育事業所（C型）

家庭的保育者1人が保育することができる児童数は3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とする。

(7) 居宅訪問型保育事業所

家庭的保育者1人が保育することができる児童数は1人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、延長保育は、必要に応じて事業を担当する保育士以外の者の協力を得て行うことができる。

(実施方法)

第7条 実施保育所等は保護者の就労状況等保育需要を把握し、対象児童の動向を十分に踏まえて実施するものとする。

- 2 保育にあたっては保育方針に留意し、適宜、実態にあわせて実施するものとする。

(利用の申込み)

第8条 延長保育を希望する保護者は、「延長保育申込書」(様式第1号)を市長等に提出しなければならない。

(利用の決定)

第9条 市長等は、前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、延長保育が必要と認めるときは、利用の決定を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、「延長保育(承諾・不承諾)通知書」(様式第2号)を保護者に対して通知するものとする。

(利用の変更等)

第10条 前条の承認を受けた者が、延長保育の必要がなくなった場合、又は変更が生じた場合は、速やかに「延長保育変更届」(様式第3号)を市長等に提出しなければならない。

(利用決定の取消)

第11条 市長等は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象児童としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申込み、又は不正な手続きにより、利用の決定を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により、当該児童の保育を継続することが困難と認めるとき。

(児童の報告)

第12条 実施保育所等の長は、各月の事業の利用状況を把握し、対象児童及び利用児童について定期的に市長へ報告するものとする。

(保護者の費用負担)

第13条 保護者は、延長保育に必要な経費として、別表に掲げる延長保育料を上限として負担するものとする。ただし、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則(平成27年千葉県規則第31号。以下「徴収等に関する規則」という。)第8条第1項第3号に該当する場合又は徴収等に関する規則別表の規定による階層区分がA又はBに該当する場合にあつては、これを免除し、同項第4号に該当する場合にあつては、同条第4項及び第5項の規定に基づき、これを減額することができる。

- 2 事業所内保育事業所の従業員枠に該当する対象児童の保護者については、事業所内保育事業所が定めた延長保育料を負担するものとする。

3 保護者は、前2項の延長保育料を市長等が指定する日までに、市または実施保育所等の設置者に納付しなければならない。

(補助)

第14条 市長は実施保育所等の設置者に対して、事業を円滑に実施するため、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、延長保育事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 第7条から第10条までの規定による利用に関し必要な手続は、平成14年4月1日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

第1条 この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

(保育所(園)、認定こども園、事業所内保育事業所(定員20人以上)の職員配置に係る特例)

第2条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第6条第1項第1号ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第3条 前条の事情に鑑み、当分の間、第6条第1項第1号に規定する保育士の数の算定については、

幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第4条 前条の規定を適用するときは、保育士（千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）附則第3条若しくは附則第12条、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第44条第3項若しくは附則第8条又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（配置基準数により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

（小規模保育事業所（A型）の職員配置に係る特例）

第5条 附則第2条の事情に鑑み、当分の間、小規模保育事業所（A型）について、第6条第1項第4号に定める数の合計数が1となるときは、第6条第1項第4号に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第6条 附則第2条の事情に鑑み、当分の間、第6条第1項第4号に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

第7条 前条の規定を適用するときは、保育士（家庭的保育事業等基準条例第29条第3項若しくは附則第8条又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（配置基準数により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

延長保育料(月額)

対象		時間					
		1時間 延長	2時間 延長	3時間 延長	4時間 延長	5時間 延長	6時間 延長
3歳未満児	特定の曜日の利用	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円
	月～土曜日の利用	3,600円	7,200円	10,800円	14,400円	18,000円	21,600円
3歳以上児	特定の曜日の利用	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円	11,400円
	月～土曜日の利用	2,280円	4,560円	6,840円	9,120円	11,400円	13,680円

備考 この表において「3歳未満児」とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童が当該年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り3歳未満児とみなす。

この表において「特定の曜日の利用」とは、月曜日から土曜日の内、同一月内に利用する曜日が5つ以内である場合に適用する。また、「月～土曜日の利用」とは、月曜日から土曜日の全ての曜日を同一月内にそれぞれ1回以上利用する場合に適用する。

延長保育は最大6時間までとする。

通常保育時間の前後それぞれで延長保育が発生する場合は、前後別々にそれぞれ延長保育料を徴収する。

公立保育所で配布している内容です。
各園で適宜修正をお願いします。

延長保育のご案内

目的	○ 保護者のみなさまの就労形態の多様化等にもなう新たな保育ニーズに対応し、児童福祉の増進を図ることを目的としています。												
対象	○ 通常保育の時間内では保育が困難であり、通常保育の時間を越える時間に保育を真に必要としている児童を対象としています。												
延長保育時間	○ 短時間認定：7時～9時、17時～20時（月～金） 標準時間認定：18時～20時（月～金） ※施設によって利用可能時間が異なります。												
延長保育料	<p>○ 1か月の延長保育料は次のとおりです</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 h まで</th> <th>2 h まで</th> <th>3 h ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>3,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>1時間ごとに 3,000 円加算</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>1,900 円</td> <td>3,800 円</td> <td>1時間ごとに 1,900 円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ A・B階層（住民税非課税世帯）の方は全額免除されます。 管外受託児童（千葉市外に住所がある児童）の方は、保育料決定階層区分が千葉市階層区分のA・B階層に該当することを証する書類（保育料決定通知書の写し等）を提出していただいた場合に延長保育料を免除します。</p> <p>○ 延長保育料は申し込みのあった月からご負担いただき、利用の停止の届けがない場合には、利用の有無にかかわらず納付していただく必要があります。</p> <p>○ 延長保育料は日割り計算を行いませんので、利用日数にかかわらず、上記月額料金となります。</p> <p>○ 延長保育料についても通常保育料と同じ口座より、口座振替となります。 口座振替依頼書は保育所にて配布しています。</p>		1 h まで	2 h まで	3 h ～	3歳未満児	3,000 円	6,000 円	1時間ごとに 3,000 円加算	3歳以上児	1,900 円	3,800 円	1時間ごとに 1,900 円加算
	1 h まで	2 h まで	3 h ～										
3歳未満児	3,000 円	6,000 円	1時間ごとに 3,000 円加算										
3歳以上児	1,900 円	3,800 円	1時間ごとに 1,900 円加算										
申込方法	○ 「延長保育申込書」をご記入の上、保育所長にご提出ください。												
利用上の注意	<p>○ 延長保育の実施を停止、変更する場合には前月末までに、保育所長へ「延長保育変更届」をご提出ください。</p> <p>○ 1分でもお迎えに遅れた場合は原則延長保育料が発生いたします。</p> <p>○ お迎えに来た時間は、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のとこーろに来た時間」で判断いたします。</p> <p>○ 電車（JR以外も含む）の遅延により、事前の申し込みなくお迎えが遅れた場合は、料金を徴収いたしません。なお、道路事情に係る遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等）は、料金を徴収いたします。</p> <p>○ <u>事前の申し込みなく、電車の遅延以外のやむを得ない突発的な理由で、1回のみ延長保育を利用した場合は1回分の料金を徴収します（2回目以降の利用は上記の月額料金）。</u>詳細は、保育所にお問い合わせください。</p>												

各園の時間に合わせてください。

民間園については、各園で延長保育料を徴収することになります。徴収方法は各園で設定してください。

民間園については、各園で「お迎えに来た時間」を適宜設定してください。

「電車の遅延以外の理由で、事前の申し込みなく急きょ延長保育を利用した場合（月に1日までの料金）を設定した場合に記載ください。

適宜修正して下さい。

延長保育申込書

(あて先) ○○保育園長 (実施保育所の長)

(保護者) 住所

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

印

@

次のとおり延長保育を申し込みます。

様式は各園で用意することとなります。公立保育所の様式を参考とする場合はこちらを適宜修正して下さい。

なお、公立保育所では、様式第1号と様式第2号(計3枚)は複写式にして配布しております。

※民間保育園協議会に加入すれば、複写式の様式を購入可

保育所(園)名		保育所 (園)		
児童	住所			
	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
延長時間	標準時間	～ 19時まで ・ ～ 20時まで		
	短時間	(朝) 時 ～ 9時	(夕) 17時 ～ 時	《計》 時間
延長保育希望開始月		年 月		

保護者氏名 (続柄)		()	()	()
勤務先	名称			
	住所			
	電話			
勤務時間	月～金	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	土	: ~ :	: ~ :	: ~ :
時間外勤務、変則勤務等				
保育所(園)から勤務先までの交通手段・所要時間	交通手段 ()	交通手段 ()	交通手段 ()	
	所要時間 (時間 分)	所要時間 (時間 分)	所要時間 (時間 分)	

申込理由	
------	--

(所 (園) 長意見)	
	保育所(園)長 印

受付番号

延長保育（承諾・不承諾）通知書

様

適宜修正して下さい。

〇〇保育園長

印

年 月 日付で申込みのありましたことについては、

次のとおり承諾します。 次の理由で承諾できません。

保育所(園)名		保育所(園)		
児童	住所			
	ふりがな	性別	男 ・ 女	
	氏名	生年月日	年 月 日	
延長時間	標準時間	～19時まで ・ ～20時まで		
	短時間	(朝) 時～9時 (夕) 17時～ 時 《計》 時間		
延長保育開始月		年 月		

1か月の延長保育料（A・B階層の方は全額免除）			
	1 h	2 h	3 h～
3歳未満児	3,000円	6,000円	1時間ごとに3,000円加算
3歳以上児	1,900円	3,800円	1時間ごとに1,900円加算

不承諾の場合の理由	
-----------	--

- 1 「延長保育のご案内」をよく読んで保育所長の指示をお守りください。
- 2 保育所(園)の送迎は、時間を厳守してください。
- 3 延長保育を辞退、一時停止、変更されるときは、速やかに「延長保育変更届」を保育所(園)に提出してください。
- 4 問い合わせ先は次のとおりです。

_____ 保育所(園) TEL _____

受付番号	
------	--

延長保育（承諾・不承諾）通知書（控）

様

適宜修正して下さい。

〇〇保育園長

年 月 日付けで申込みのありましたことについては、

次のとおり承諾します。 次の理由で承諾できません。

保育所(園)名		保育所 (園)		
児童	住所			
	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
延長時間	標準時間	～19時まで ・ ～20時まで		
	短時間	(朝) 時 ～ 9時	(夕) 17時 ～ 時	《計》 時間
延長保育開始月		年 月		

1か月の延長保育料（A・B階層の方は全額免除）			
	1hまで	2hまで	3h～
3歳未満児	3,000円	6,000円	1時間ごとに3,000円加算
3歳以上児	1,900円	3,800円	1時間ごとに1,900円加算

不承諾の場合の理由	
-----------	--

受付番号	
------	--

適宜修正して下さい。

延長保育変更届

(あて先) ○○保育園長 (実施保育所の長)

保護者 住所

氏名

印

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり延長保育の利用内容について変更したいのでお届けします。

保育所(園)名		保育所(園)			
児童	住所				
	ふりがな		性別	男 ・ 女	
	氏名		生年月日	年 月 日	
変更内容 (○をつける)	停 止 ・ 再 開				
	階層変更	→			
	支給認定変更	短 ・ 標準 → 短 ・ 標準			
	時間変更前	(朝) 時 ~ 時	(夕) 時 ~ 時	《計》	時間
	時間変更後	(朝) 時 ~ 時	(夕) 時 ~ 時	《計》	時間
変更月	年 月から				
変更理由					

受付番号

令和3年1月20日

保護者 各位

千葉県子ども未来局
子ども未来部幼保運営課長

公立保育所における令和3年度以降の延長保育料の取り扱いについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公立保育所における令和3年度以降の延長保育料の取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1 延長保育料

	月額	
	3歳未満	3歳以上
1時間当たり	3,000円	1,900円

※事前申し込み制

2 令和3年度以降の変更点

(1) 電車の遅延により、事前の申し込みなく、急きょ延長保育を利用した場合の扱い

(変更前) 理由を問わず、お迎えが遅れた場合は料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、電車の遅延による遅れに限り、料金を徴収しないこととします。

※電車（JR以外も含む）の遅延の場合は、お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面（遅延証明書に限らない）を必ず表示させ、各園の職員に提示下さい（事前の電話連絡をお願いします）。

※道路事情に係る遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等）は、従前どおり、料金を徴収することとなります（以下（2）については対象となります）。

(2) 電車の遅延以外の理由で、事前の申し込みなく急きょ延長保育を利用した場合の扱い

(変更前) 月に1日のみの利用であっても月額料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、月に1日までの利用の場合の延長保育料を新たに設定します。

※延長保育料は、月に1日までの利用の場合、3歳以上：1,000円 3歳未満児：1,500円です。

（別途書類の提出が必要。月に2回以上利用する場合は月額料金。）

※基本的には前月末までに申し込みを行い、月単位で利用・料金を徴収するという取り扱いに変更はありません。

※あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、（電車の遅延以外の）やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。

(3) お迎えの遅れに係る判断基準について

ア どの時点を以て「お迎えに来た時間」となるか

従前は「帰り支度が終わり園を出た時間」としていましたが、客観性の確保の観点から、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」で統一させていただきます。

イ 1分でも遅れた場合は料金を支払うのか

原則1分でも遅れた場合は料金が発生することとなります。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみの料金が発生することとなります。

突発的な延長保育利用に係る届出書

(あて先) 千葉市長 (実施保育所等の長)

保護者 住所

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

次のとおり延長保育の利用を届け出ます。

利 用 園 名		保 育 園 (所)		
児 童	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳児)
現在の認定時間		1 認 定 区 分 標準時間認定 ・ 短時間認定 2 月延長保育利用 無し ・ _____時間延長利用		
突発的な延長保育 利用日及び利用時間		年 月 日 時 分 ～ 時 分		
利 用 理 由		1. 仕事の都合により、急遽利用する必要が生じたため 2. 交通渋滞により、認定時間内の迎えに間に合わなかったため 3. その他 ()		

突発的な延長保育利用に係る届出書

(あて先) 千葉市長 (実施保育所等の長)

保護者 住所 **千葉市******
氏名 **千葉市 太郎**
連絡先電話番号 **090-****-******
連絡先電子メールアドレス ******@****.****.jp**

次のとおり延長保育の利用を届け出ます。

利用園名	〇〇 保育園 (所)			
児童	ふりがな	チバシ ハナコ	性別	男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
	氏名	千葉市 花子	生年月日	令和** 年 ** 月 ** 日 (3 歳児)
現在の認定時間	1 認定区分 標準時間認定 ・ 短時間認定 2 月延長保育利用 無し ・ 1 時間延長利用			
突発的な延長保育 利用日及び利用時間	令和 ** 年 ** 月 ** 日 19 時 00 分 ~ 19 時 10 分			
利用理由	1. 仕事の都合により、急遽利用する必要が生じたため 2. 2. 交通渋滞により、認定時間内の迎えに間に合わなかったため 3. その他 ()			



突発的な延長保育利用の申請について（公立）

対象

電車の遅延以外の理由で、事前の申し込みなく延長保育を利用した場合

料金

- ①月に1回までの利用だった場合 3歳以上児：1,000円 3歳未満児：1,500円
- ②月に2回以上利用した場合は、月額料金での計算となります。

[月額料金]

	1時間	2時間	3時間以降
3歳未満児	3,000円	6,000円	1時間ごと3,000円
3歳以上児	1,900円	3,800円	1時間ごと1,900円



※お支払いは、**納付書払い**となります。納付書は**利用月の翌月20日頃**にご自宅へ郵送します。
納付書裏面に記載の金融機関窓口およびコンビニ、スマートフォンアプリ等でお支払いください。

申請方法

※書類は全て保育所に備え付けてあります。

①月に1回までのご利用の場合：「**突発的な延長保育利用に係る届出書**」を保育所に提出
※同月内に2回以上ご利用することが**確定**している場合は提出不要（「延長保育申込書」を提出してください）

②同月内に2回以上ご利用の場合：「**延長保育申込書**」を保育所に提出

※②の方で**次月以降延長保育を利用しない場合は**、併せて「**延長保育変更届**」の提出も必要です。

【注意】「**延長保育申込書**」を**提出済の場合**、**延長保育変更届**を前月末までに提出しない限り、
延長保育利用停止処理が行えないため、利用の有無に関わらず、毎月月額料金が発生します。
なお、①（月に1回までのご利用）の方は、「**延長保育変更届**」の提出は不要です。

～利用に応じた手続きの流れ～

① 突発的に**月1回** 延長保育を利用

(提出書類)

A 突発的な延長保育利用に係る届出書
※1回のみ利用の場合、手続きは終了です



② **月2回以上**の延長保育を利用（突発的な利用も回数に含む）

(提出書類)

B 延長保育申込書



次月以降は延長保育を利用しない

(提出書類)

C 延長保育変更届
※変更届の提出がない場合、
次月以降も月額延長保育料が発生します

次月以降も引き続き延長保育を利用する

次月以降も引き続き延長保育を利用する場合は、提出書類はありません。
※延長保育料を口座引落しをご希望の場合には、金融機関窓口へ「口座振替依頼書」の提出が必要となります。

その他

- 原則1分でも遅れた場合は料金が発生することとなります。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に
応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみ料金が発生することとなります。

- お迎えの遅れに係る判断基準は、客観性の確保の観点から、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」となります。
- あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、（電車の遅延以外の）やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。



入所のしおり



千葉県子ども未来局子ども未来部幼保運営課

千葉県 _____

住所 _____

電話番号 _____

本書は、保育の提供の開始にあたっての重要事項説明書を兼ねますので、内容をよくご確認ください。

4 保育料等

(1) 保育料

保育料は、世帯の所得に応じて決定します。3歳以上児クラスの保育料は無料です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料(前々年の収入)						当年度の市民税額に基づく保育料(前年の収入)					

(2) 延長保育料について(月額)

延長保育時間の保育料は、利用時間により1時間単位で月額料金が決定します。

原則、申し込みは延長利用希望月の前月末までに行い、月単位での利用となります。

	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間
3歳未満児	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円
3歳以上児	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円

※1分でもお迎えに遅れた場合は原則延長保育料が発生いたします。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない。

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみの料金が発生することになります。

※お迎えに来た時間は、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」で判断いたします。

※電車(JR以外も含む)の遅延により、事前の申し込みなくお迎えが遅れた場合は、料金を徴収いたしません。お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面(遅延証明書に限らない)を必ず表示させ、各園の職員に提示下さい(事前の電話連絡をお願いします)。なお、道路事情に係る遅れ(交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等)は、料金を徴収いたします。

※事前の申し込みなく、電車の遅延以外のやむを得ない突発的な理由で、1回のみ延長保育を利用した場合は以下の1回分の料金を徴収します(2回目以降の利用は上記の月額料金)。

	突発的な延長保育利用 (月1回まで)
3歳未満児	1,500円
3歳以上児	1,000円